

豊野清風園短期入所生活介護料金表

平成29年4月1日現在

1. 併設型短期入所生活介護費(1日あたりの単位数)

	従来型個室	多床室
要介護1	579	599
要介護2	646	666
要介護3	714	734
要介護4	781	801
要介護5	846	866

2. 加算(1日あたりの単位数)

機能訓練指導体制加算	12
看護体制加算(Ⅰ)	4
看護体制加算(Ⅱ)	8
夜勤職員配置加算(Ⅰ)	13
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	18
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	12
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	6
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6
在宅中重度者受入加算イ	421(必要に応じて)
在宅中重度者受入加算ロ	417(必要に応じて)
在宅中重度者受入加算ハ	413(必要に応じて)
在宅中重度者受入加算ニ	425(必要に応じて)
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	介護報酬総単位数×8.3%
緊急短期入所受入加算	90
長期利用者に対する短期入所生活介護	-30
療養食加算	23(必要に応じて)

※看護体制加算:施設の体制により、(Ⅰ)・(Ⅱ)のいずれか、または両方加算することがあります。

※サービス提供体制強化加算:施設の体制により、(Ⅰ)イ・(Ⅰ)ロ・(Ⅱ)・(Ⅲ)のいずれかを加算します。

※在宅中重度者受入加算:利用中に訪問看護事業所によって健康管理を行なった場合に算定されます。施設の体制により、イ・ロ・ハ・ニのいずれかを加算します。

※介護職員処遇改善加算(Ⅰ):変更となる場合があります。

※緊急短期入所受入加算:介護支援専門員が、緊急に短期入所生活介護を受けることが必要と認めた場合に、短期入所生活介護を行なった日から起算して7日(場合によっては14日)を限度として加算します。

※長期利用者に対する短期入所生活介護:連続して30日を超えて同一の指定短期入所生活介護を利用している場合31日目から所定単位数から減算します。

※療養食加算:厚生労働大臣が定める療養食が提供される場合に加算します。

※平成27年4月1日より長野市の報酬単価が1単位10.17円になりました。

3. 滞在費および食費(1日あたりの自己負担額 :円)

利用者区分	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
	世帯全員が市町村民税非課税			
	老齢福祉 年金受給 者等	年金等 80 万円以下	年金等 80 万超 266 万 円以下	年金等 266 万円超
従来型個室滞在費	320	420	820	1150
多床室滞在費	0	370	370	890
食費	300	390	650	1650

※平成 27 年 8 月から、配偶者への住民税の課税の有無や預貯金の額により負担限度額の適用を受けられない場合があります。

※1: 第 4 段階の食費は朝食 350 円、昼食 650 円、夕 650 円となります。

※2: 第 1 段階～第 3 段階の方の食費について

段階	負担限度額	1日	朝食	昼食	夕食
第1段階	300円	300円	280円	550円	550円
第2段階	390円	390円	280円	550円	550円
第3段階	650円	650円	280円	550円	550円

(入退所日等は、召し上がった分のみの請求となります。但し、負担限度額を超えてしまう場合は、今まで通り負担限度額の料金となります。)

※3: 個室の利用者で以下のいずれかに該当する方は多床室滞在費が適用されます。

(1) 感染症や治療などの、施設側の事情によって一定期間(30 日以内)の個室への入室が必要な方。ただし、医師の診断書や指示が必要となります。

(2) 著しい精神症状等により、多床室(相部屋)では、同室者の心身の症状に重大な影響を及ぼすおそれが高く、個室以外での対応が困難な方。ただし、医師の診断書や指示書が必要となります。

4. その他の料金

(1) 日常生活用品費 200円

※日常生活費の内訳 歯ブラシ、コップ、歯みがき粉、口腔ケア用ガーゼ、入れ歯洗浄剤、タオル、バスタオル、ティッシュ、ウェットティッシュ、石鹸、靴下、余暇活動費

※ただし、利用者の選択にもとづき徴収するものとします。

(2) 送迎費用

① 下記の送迎範囲内・介護保険適用時 184単位

② 下記の送迎実施区域を超える場合・・1 キロメートルを超えるごとに37円

③ 自宅から施設間以外の送迎の場合・・実費

※送迎の実施区域・長野市(豊野・古里・柳原・長沼・三輪・吉田・若槻・浅川・第一～第五・芹田・古牧・朝陽・大豆島・若穂)、須坂市、高山村、小布施町、中野市、山ノ内町、飯綱町、信濃町、飯山市(南部)

(3)理美容料金 1500円

(4)その他個人専用で使用するもの、買い物の費用等は自己負担となります。

(5)一定以上所得者は、平成27年8月1日から介護保険の自己負担が2割になります。

5. 利用開始前および利用中にサービスを中止した場合の精算方法

①入所の前日 5 時以降に利用の中止を連絡された場合・・・1 日の利用料金の 50%

②利用当日連絡もなく利用を中止された場合・・・1 日の利用料金の100%

③利用期間中にサービスを中止された場合・・・中止した日までの料金を精算します。 以上